

令和 7 年度
定期監査（前期）報告書
財政援助団体等監査報告書

三 鷹 市 監 査 委 員



古紙パレプ配合率 80%再生紙使用

(写)

7三監第237号
令和8年1月8日

様

三鷹市監査委員 河並祐幸

三鷹市監査委員 高谷真一朗

令和7年度定期監査（前期）及び財政援助団体等監査の結果報告
並びに監査委員への改善措置の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により実施した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善措置を講じた場合は、報告方よろしくお願ひします。

目 次

定期監査

子ども政策部 ----- 1

(子ども家庭課、児童青少年課、子ども育成課、保育支援課、
子育て支援課)

財政援助団体等監査及び定期監査

三鷹市職員互助会 ----- 12

(総務部職員課)

注記 文中及び各表中の数値等は、原則として監査実施時の資料に基づいている。

本報告書は三鷹市監査基準に準拠している。

定期監査

子ども政策部

子ども家庭課、児童青少年課、
子ども育成課、保育支援課、子育て支援課

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象

- 1 子ども家庭課、児童青少年課
令和7年4月1日から8月31日までにおける財務に関する事務及びその他の事務の執行
- 2 子ども育成課、保育支援課、子育て支援課
令和7年4月1日から9月30日までにおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

第3 監査の着眼点

子ども政策部所管の財務に関する事務及びその他の事務が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取など通常実施すべき監査を実施したほか、必要と認めるその他の監査を実施した。

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- 3 契約の方法及び手続は適正か。また、随意契約による場合、法令の根拠は明確で理由は適正か。
- 4 契約内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- 5 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は、補助金交付要綱等により明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- 6 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手續等は適正か。また、補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- 7 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- 8 事務処理で法令等に違反するものはないか。

第4 監査の期間

- 1 子ども家庭課、児童青少年課
令和7年8月4日から令和7年12月25日まで
- 2 子ども育成課、保育支援課、子育て支援課

令和7年9月1日から令和7年12月25日まで

第5 監査の実施概要及び結果

監査の実施概要及び結果は次のとおりである。

1 子ども家庭課

子ども家庭課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものとおおむね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) 子どもショートステイ利用料金収入について
- (3) 訪問支援事業費（利用助成金）について
- (4) トワイライトステイ利用料金収入について
- (5) ファミリー・サポート・センター事業費（援助会員謝礼）について
- (6) 特定一時保育事業費（事業委託料）について
- (7) 子ども発達支援センター使用料について
- (8) 地域支援事業費（理学療法士等謝礼）について
- (9) 妊産婦及び新生児訪問指導等関係費（訪問指導委託料）について
- (10) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業費（妊婦のための支援給付金）について

2 児童青少年課

児童青少年課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものとおおむね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) 多世代交流センター行事等参加費収入について
- (3) 宅食・見守り支援事業費（事業補助金）について
- (4) むらさき子どもひろば管理運営費（指定管理料）について
- (5) 青少年対策地区委員会関係費（活動事業補助金）について
- (6) 東多世代交流センター施設管理費（管理指導業務委託料）について
- (7) 東多世代交流センター講座等開催事業費（講師謝礼）について
- (8) 西多世代交流センター地域活動育成事業費（事業助成金）について
- (9) 西多世代交流センター中高生・若者交流事業費（食材購入費、相談・居場所づくり事業委託料）について

3 子ども育成課

子ども育成課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大

の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているものとおおむね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) 認可外保育施設等利用給付関係費（利用給付費（扶））について
- (3) 私立幼稚園等児童保護者助成事業費（特定教育・保育施設児保護者補助金）について
- (4) 病児保育事業費（事業委託料）について
- (5) 保育園事務関係費（おむつ処理委託料、一時保育券売機使用料）について
- (6) 医療的ケア児支援事業費（訪問看護委託料）について
- (7) 保育園給食材料費負担金収入について

4 保育支援課

保育支援課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているものとおおむね認められた。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について

5 子育て支援課

子育て支援課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているものとおおむね認められた。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) 育成医療給付等関係費（日常生活用具給付費（扶））について
- (3) 母子及び父子福祉資金貸付事業事務費（償還金収納代行業務手数料）について
- (4) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業利用料金収入について
- (5) ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業費（派遣業務委託料）について
- (6) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業費（給付金（扶））について

6 指摘事項

＜子ども政策部子ども家庭課＞

(1) 支出負担行為について適正を期すべきもの

契約締結に当たっては、支出負担行為の決定を行う必要があり、三鷹市支出負担行為手続規則第7条第1項の規定に基づき、電子計算組織を利用して支出負担行為の整理を行うものとされている。しかしながら、財務会計システムへの入力がされていない事例があった。同規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 助成金の交付事務及び支出科目について適正を期すべきもの

訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣事業、ふたご家庭サポーター派遣事業、

養育・子育て世帯訪問事業）において、各実施要綱に基づき利用者に対し利用料の助成を行っているが、助成金額を定めないまま助成の決定を行い、交付申請及び交付決定の手続を行わずに助成金を支出していた。また、同事業のヘルパー等の従事者に対して謝礼金を支出しているが、助成金と同じ予算科目（負担金補助及び交付金）から支出していた。予算科目に沿った適正な処理となるよう必要な見直しをされたい。

(3) 電子申請等の取扱いについて適正を期すべきもの

- ア 三鷹市トワイライトステイ事業の実施に関する規則に基づき書面で行うこととされているトワイライトステイ利用申請書の提出及びトワイライトステイ利用承諾通知書による通知は、現在、電子申請（スマートフォンの予約アプリ）により行われている。事業実施に当たっては、三鷹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び同施行規則に規定する手続を行うか、三鷹市トワイライトステイ事業の実施に関する規則を改正する等、電子申請の取扱いについて必要な対応をされたい。
- イ 三鷹市ゆりかごギフト・すこやかギフト支給事業実施要綱に基づき書面で行うこととされている妊婦給付認定申請書及び胎児の数の届出書の提出は、現在、電子申請（LoGo フォーム）により行われている。事業実施に当たっては、同要綱を改正する等、電子申請の取扱いについて必要な対応をされたい。

<子ども政策部児童青少年課>

(1) 支出負担行為について適正を期すべきもの

契約締結に当たっては、支出負担行為の決定を行う必要があり、三鷹市支出負担行為手続規則第7条第1項の規定に基づき、電子計算組織を利用して支出負担行為の整理を行うものとされている。しかしながら、財務会計システムへの入力がされていない事例があった。同規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 収入事務について適正を期すべきもの

多世代交流センターにおける行事等参加費の収納については、会計管理者から出納員に委任する事務として三鷹市会計事務規則別表第1に定められていないが、同センターの職員が現金を収納する事務を行っていた。同規則に基づき適正な収入事務を行われたい。

(3) 契約事務について適正を期すべきもの

三鷹市契約事務規則第70条の2において、1件の予定価格が50万円を超える300万円以下の委託契約で、その性質及び目的が競争入札に適さないものについては、あらかじめ契約事務担当課長の合議を経て課において行うものとされているが、委託契約の契約変更に係る起案書において契約事務担当課長の合議がされていない事例があった。同規則に基づき適正な事務処理をされたい。

<子ども政策部子ども育成課>

(1) 契約事務について適正を期すべきもの

三鷹市契約事務規則第70条の2において、1件の予定価格が50万円を超える300万円以下の委託契約で、その性質及び目的が競争入札に適さないものについては、あらかじめ契約事務担当課長の合議を経て課において行うものとされているが、委託契約の契約締結に係る起案書において契約事務担当課長の合議がされていない事例があった。同規則に基づき適正な事務処理をされたい。

別表1 令和7年度子ども政策部（子ども家庭課、児童青少年課）所管の予算（令和7年8月末日現在）

1 子ども家庭課

【一般会計】

<歳 入>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項 目				
13分担金及び負担金		4,063,000	2,478,570	2,478,570	61.0
1 負担金		4,063,000	2,478,570	2,478,570	61.0
2 衛生費負担金		4,063,000	2,478,570	2,478,570	61.0
14使用料及び手数料		145,000	66,060	48,990	33.8
1 使用料		145,000	66,060	48,990	33.8
2 民生使用料		145,000	66,060	48,990	33.8
15国庫支出金		343,667,000	0	0	0.0
1 国庫負担金		4,568,000	0	0	0.0
2 衛生費国庫負担金		4,568,000	0	0	0.0
2 国庫補助金		327,039,000	0	0	0.0
2 民生費国庫補助金		95,500,000	0	0	0.0
3 衛生費国庫補助金		231,539,000	0	0	0.0
3 委託金		12,060,000	0	0	0.0
2 民生費委託金		12,060,000	0	0	0.0
16都支出金		1,503,178,000	0	0	0.0
1 都負担金		2,284,000	0	0	0.0
2 衛生費都負担金		2,284,000	0	0	0.0
2 都補助金		1,500,894,000	0	0	0.0
2 民生費都補助金		1,265,134,000	0	0	0.0
3 衛生費都補助金		235,760,000	0	0	0.0
21諸収入		81,443,000	25,151,108	25,071,323	30.8
4 雜入		81,443,000	25,151,108	25,071,323	30.8
4 障害者自立支援給付費等収入		71,591,000	22,360,898	22,360,313	31.2
5 雜入		9,852,000	2,790,210	2,711,010	27.5
歳 入 合 計		1,932,496,000	27,695,738	27,598,883	1.4

<歳 出>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目			
2 総務費		131,000,000	2,508,542	128,491,458	1.9
	1 総務管理費	131,000,000	2,508,542	128,491,458	1.9
	18諸費	131,000,000	2,508,542	128,491,458	1.9
3 民生費		405,946,000	68,035,810	337,910,190	16.8
	1 社会福祉費	110,000	0	110,000	0.0
	1 社会福祉総務費	110,000	0	110,000	0.0
	2 児童福祉費	405,836,000	68,035,810	337,800,190	16.8
	1 児童福祉総務費	18,712,000	879,887	17,832,113	4.7
	2 在宅子育て支援費	312,021,000	38,754,770	273,266,230	12.4
	4 子ども発達支援センター費	75,103,000	28,401,153	46,701,847	37.8
4 衛生費		593,483,000	218,733,037	374,749,963	36.9
	1 保健衛生費	593,483,000	218,733,037	374,749,963	36.9
	1 保健衛生総務費	10,749,000	5,413,574	5,335,426	50.4
	2 保健事業費	582,734,000	213,319,463	369,414,537	36.6
歳 出 合 計		1,130,429,000	289,277,389	841,151,611	25.6

2 児童青少年課

【一般会計】

＜歳 入＞

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項	目			
14	使用料及び手数料	5,000	0	0	0.0
	1 使用料	5,000	0	0	0.0
	2 民生使用料	5,000	0	0	0.0
15	国庫支出金	28,265,000	0	0	0.0
	2 国庫補助金	28,265,000	0	0	0.0
	2 民生費国庫補助金	28,265,000	0	0	0.0
16	都支出金	3,648,000	0	0	0.0
	2 都補助金	3,648,000	0	0	0.0
	2 民生費都補助金	2,825,000	0	0	0.0
	9 教育費都補助金	823,000	0	0	0.0
17	財産収入	132,000	0	0	0.0
	1 財産運用収入	132,000	0	0	0.0
	1 財産貸付収入	132,000	0	0	0.0
21	諸収入	476,000	80,350	80,350	16.9
	4 雜入	476,000	80,350	80,350	16.9
	5 雜入	476,000	80,350	80,350	16.9
	歳 入 合 計	32,526,000	80,350	80,350	0.2

＜歳 出＞

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目			
3	民生費	90,272,000	31,485,248	58,786,752	34.9
	2 児童福祉費	90,272,000	31,485,248	58,786,752	34.9
	1 児童福祉総務費	27,911,000	2,500,220	25,410,780	9.0
	6 多世代交流センター費	62,361,000	28,985,028	33,375,972	46.5
10	教育費	19,389,000	6,621,347	12,767,653	34.2
	4 生涯学習費	19,389,000	6,621,347	12,767,653	34.2
	1 生涯学習総務費	3,473,000	1,042,554	2,430,446	30.0
	2 青少年育成費	15,916,000	5,578,793	10,337,207	35.1
	歳 出 合 計	109,661,000	38,106,595	71,554,405	34.7

別表2 令和7年度子ども政策部（子ども育成課、保育支援課、子育て支援課）所管の
予算（令和7年9月末日現在）

1 子ども育成課

【一般会計】

<歳 入>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項 目				
13	分担金及び負担金	158,224,000	159,849,710	155,482,300	98.3
	1 負担金	158,224,000	159,849,710	155,482,300	98.3
	1 民生費負担金	158,224,000	159,849,710	155,482,300	98.3
14	使用料及び手数料	8,000	0	0	0.0
	1 使用料	8,000	0	0	0.0
	2 民生使用料	8,000	0	0	0.0
15	国庫支出金	3,287,696,000	140,567,350	140,567,350	4.3
	1 国庫負担金	3,133,765,000	140,567,350	140,567,350	4.5
	1 民生費国庫負担金	2,682,931,000	33,138,000	33,138,000	1.2
	3 教育費国庫負担金	450,834,000	107,429,350	107,429,350	23.8
	2 国庫補助金	153,931,000	0	0	0.0
	2 民生費国庫補助金	130,178,000	0	0	0.0
	5 教育費国庫補助金	23,753,000	0	0	0.0
16	都支出金	3,739,619,000	298,909,000	298,909,000	8.0
	1 都負担金	1,411,273,000	0	0	0.0
	1 民生費都負担金	1,083,692,000	0	0	0.0
	3 教育費都負担金	327,581,000	0	0	0.0
	2 都補助金	2,325,835,000	298,909,000	298,909,000	12.9
	2 民生費都補助金	2,218,874,000	298,909,000	298,909,000	13.5
	9 教育費都補助金	106,961,000	0	0	0.0
	3 委託金	2,511,000	0	0	0.0
	1 総務費委託金	2,000,000	0	0	0.0
	2 民生費委託金	511,000	0	0	0.0
21	諸収入	89,507,000	25,619,873	21,594,450	24.1
	1 延滞金、加算金及び過料	70,000	0	0	0.0
	1 延滞金	70,000	0	0	0.0
	4 雜入	89,437,000	25,619,873	21,594,450	24.1
	3 委託金	15,000,000	0	0	0.0
	5 雜入	74,437,000	25,619,873	21,594,450	29.0
	歳 入 合 計	7,275,054,000	624,945,933	616,553,100	8.5

<歳 出>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目			
3 民生費		10,276,279,000	3,788,429,856	6,487,849,144	36.9
2 児童福祉費		10,276,279,000	3,788,429,856	6,487,849,144	36.9
1 児童福祉総務費		32,244,000	32,104,000	140,000	99.6
2 在宅子育て支援費		208,988,000	17,583,076	191,404,924	8.4
3 保育所費		10,035,047,000	3,738,742,780	6,296,304,220	37.3
10 教育費		1,416,040,000	462,243,560	953,796,440	32.6
1 教育総務費		1,416,040,000	462,243,560	953,796,440	32.6
6 私立学校等振興費		1,416,040,000	462,243,560	953,796,440	32.6
歳 出 合 計		11,692,319,000	4,250,673,416	7,441,645,584	36.4

2 保育支援課

【一般会計】

<歳 入>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項	目			
16 都支出金		9,139,000	0	0	0.0
2 都補助金		9,139,000	0	0	0.0
2 民生費都補助金		9,139,000	0	0	0.0
歳 入 合 計		9,139,000	0	0	0.0

<歳 出>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目			
3 民生費		1,093,000	82,043	1,010,957	7.5
2 児童福祉費		1,093,000	82,043	1,010,957	7.5
3 保育所費		1,093,000	82,043	1,010,957	7.5
歳 出 合 計		1,093,000	82,043	1,010,957	7.5

3 子育て支援課

【一般会計】

<歳 入>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項				
13分担金及び負担金		279,000	114,700	60,400	21.6
1 負担金		279,000	114,700	60,400	21.6
1 民生費負担金		279,000	114,700	60,400	21.6
15国庫支出金		3,516,158,000	2,454,022,234	1,620,196,015	46.1
1 国庫負担金		3,503,402,000	2,453,781,034	1,620,196,015	46.2
1 民生費国庫負担金		3,503,402,000	2,453,781,034	1,620,196,015	46.2
2 国庫補助金		12,565,000	0	0	0.0
2 民生費国庫補助金		12,565,000	0	0	0.0
3 委託金		191,000	241,200	0	0.0
2 民生費委託金		191,000	241,200	0	0.0
16都支出金		1,211,353,000	1,139,123,730	669,925,730	55.3
1 都負担金		652,252,000	579,055,000	386,020,000	59.2
1 民生費都負担金		652,252,000	579,055,000	386,020,000	59.2
2 都補助金		552,222,000	552,323,000	276,160,000	50.0
2 民生費都補助金		552,222,000	552,323,000	276,160,000	50.0
3 委託金		6,879,000	7,745,730	7,745,730	112.6
2 民生費委託金		6,879,000	7,745,730	7,745,730	112.6
21諸収入		1,658,000	8,823,254	1,336,373	80.6
4 雜入		1,658,000	8,823,254	1,336,373	80.6
5 雜入		1,658,000	8,823,254	1,336,373	80.6
歳 入 合 計		4,729,448,000	3,602,083,918	2,291,518,518	48.5

<歳 出>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項				
3 民生費		6,126,038,000	2,821,742,001	3,304,295,999	46.1
1 社会福祉費		4,423,000	16,879	4,406,121	0.4
1 社会福祉総務費		4,423,000	16,879	4,406,121	0.4
2 児童福祉費		6,121,615,000	2,821,725,122	3,299,889,878	46.1
1 児童福祉総務費		5,974,181,000	2,765,059,497	3,209,121,503	46.3
5 母子福祉費		147,434,000	56,665,625	90,768,375	38.4
歳 出 合 計		6,126,038,000	2,821,742,001	3,304,295,999	46.1

財政援助団体等監査及び定期監査

三鷹市職員互助会

総務部職員課

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財政援助団体等の名称	所 管 部 局	補助金等の名称	金 額
三鷹市職員互助会	総務部職員課	職員互助会交付金	16,202,719円

1 財政援助団体等

令和5年度の財政援助に係る補助事業の執行

2 所管部局

令和5年度の財政援助に係る事務の執行

第3 監査の着眼点

令和5年度の財政援助に係る補助事業及び事務が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取など通常実施すべき監査を実施したほか、必要と認めるその他の監査を実施した。

1 財政援助団体等

- (1) 補助等対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (2) 会計処理上の責任体制は確立されているか。また、出納関係帳票の整備及び記帳、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (3) 財務会計規程等の諸規程は整備されているか。

2 所管部局

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は、補助金交付要綱等により明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (3) 財政援助団体等への指導監督は適切に行われているか。

第4 監査の期間

令和7年7月3日から令和7年12月25日まで

第5 監査の実施概要及び結果

監査の実施概要及び結果は次のとおりである。

1 三鷹市職員互助会

財政援助団体等における令和5年度の財政援助に係る補助事業は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、財政援助等の目的に沿って行われ、適正かつ効率的に執行されているものとおおむね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) 決算書等の整備について
- (2) 収入・支出事務及び契約事務全般について
- (3) 諸規程の整備について
- (4) 郵券等の管理状況について
- (5) 備品等の管理状況について

2 総務部職員課

所管部局における令和5年度の財政援助に係る事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、適正かつ効率的に執行されているものとおおむね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) 職員互助会交付金の交付事務について

3 指摘事項

<三鷹市職員互助会>

(1) 現金出納簿等の整備について適正を期すべきもの

三鷹市職員互助会規約施行細則第18条の規定により備えることが義務付けられた現金出納簿及び財産台帳が現存しなかった。同細則に基づき適正に帳簿を整備されたい。

<総務部職員課>

(1) 交付金の精算事務について適正を期すべきもの

三鷹市職員互助会に対する交付金交付要綱第5条の規定により、交付金の手続は三鷹市補助金等交付規則を例とすることとしている。互助会が交付金を一部使用しなかったことは、同規則第21条第1項第3号に該当するものであるため、交付決定の一部を取消し、変更後の金額で交付決定を通知するとともに、同規則第22条の規定に基づき返還を求める手続をするべきであるが、互助会からの通知文を受けて歳出戻入処理のみを行っていた。同規則に定める手順に従い適正な事務処理をされたい。

財政援助団体等の概要等

三鷹市職員互助会

1 団体の概要

(1) 目的

三鷹市職員互助会（以下「職員互助会」という。）は、地方公務員法及び三鷹市職員互助会に関する条例により設置が定められ、会員の保健、元気回復、その他厚生に関する各種事業を実施している。

(2) 事業

職員互助会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- ア 災害見舞金の給付
- イ 傷病見舞金の給付
- ウ 療養給付金の給付
- エ 死亡弔慰金の給付
- オ 出産見舞金の給付
- カ 入学祝金の給付
- キ 結婚祝金の給付
- ク 銅婚、銀婚祝金の給付
- ケ 退会金の給付
- コ 入院費補助金の給付
- サ 敬老金の給付
- シ 生活資金の貸付
- ス 物資の購入販売に関する施設の経営
- セ 厚生娯楽その他福利増進に関する事業

(3) 設立

昭和30年4月1日

(4) 組織（令和7年4月1日現在）

理事長1人 常任理事1人 会計理事1人 理事10人 監事2人

事務局4人（うち1人（事務局長）は、常任理事が兼務）

2 市との関係

三鷹市は、三鷹市職員互助会に対する交付金交付要綱に基づき、令和5年度は職員互助会交付金1,620万2,719円の交付を行っている。

3 決算等の実績

令和5年度の職員互助会における決算額及び三鷹市からの交付金の充当額は次表のとおりである。

令和5年度三鷹市職員互助会収支決算等

<歳 入>

(単位 円)

科 目	決 算 額	市費充当額
1 会費	25,064,040	0
1 会費	25,064,040	0
2 交付金	21,759,319	16,202,719
1 交付金	21,759,319	16,202,719
3 雑収入	3,392,739	0
1 雑収入	3,392,739	0
4 繰越金	33,823,057	0
1 繰越金	33,823,057	0
歳 入 合 計	84,039,155	16,202,719

<歳 出>

(単位 円)

科 目	決 算 額	市費充当額
1 事務費	1,612,628	0
1 旅費	178,285	0
2 交際費	0	0
3 需用費	704,543	0
4 備品費	0	0
5 公課費	729,800	0
6 見舞金	0	0
2 共済費	15,520,800	0
1 共済給付金	15,520,800	0
3 厚生費	25,949,295	16,202,719
1 厚生事業費	23,283,062	16,202,719
2 教養普及費	224,233	0
3 サークル助成費	2,142,000	0
4 激励金	300,000	0
4 積立金	1,011,177	0
1 積立金	1,011,177	0
5 返還金	0	0
1 返還金	0	0
6 予備費	0	0
1 予備費	0	0
歳 出 合 計	44,093,900	16,202,719

(単位 円)

翌 年 度 繰 越 額	39,945,255
-------------	------------